



平成27年度りゅうちゃん子どもの希望募金助成事業募集要項

～子どもの貧困・孤立対策事業～

1 助成の目的

生活困窮などに伴い、地域の中で孤立しがちな子どもたちの健やかな育ち、学びを支援し、子どもたちの安心した生活と未来を応援する民間団体の取り組みに対し、事業費の助成を実施する。

2 助成対象の活動・事業

(1) 活動支援プログラム

① 子どもの居場所支援・見守り支援

子ども達が、放課後、夜間、休日など孤立することなく、気軽に集うことができる居場所の提供を行うとともに、地域の中で気になる子どもの訪問支援を含めた見守りの取り組み

- ・子どもの孤食防止、栄養確保の支援として、無料・低額による食事提供を行う取り組み
- ・宿題等を行う居場所を提供し、学習支援や交流、生活習慣支援を行う取り組み
- ・学童クラブ等に通うことのできない子どもたちの居場所支援の活動
- ・親の就労のために夜間に孤立する子どもたちの居場所支援の活動
- ・夜間などに孤立している子どもに定期的に食事を届け見守り取り組み
- ・地域見守り支援にかかわる支援者と協力関係機関等との連絡調整会議の開催（ネットワーク体制の構築）

② 生活困窮世帯等（親子）の居場所・相談支援

生活困窮世帯の親、若しくは親子が気軽に参加できる居場所づくり（食事支援等）を行い、参加者同士の交流、個別の相談支援の取り組み等を行う活動。

③ 生活困窮世帯の子どもの進学のための学習支援（無料学習塾等）

経済的な理由や家庭の事情により、学力が身につけていない小中高生等に対し、無料又は低額で学習支援を行う活動。

④ 子どもの不登校・ひきこもり支援

経済的事情などを背景に不登校・ひきこもりとなった児童に対し、安心して過ごせる居場所を提供し、交流、相談支援、学習支援などの取り組みを行う活動。

- ・気軽に過ごせる居場所支援
- ・定期的な家庭訪問支援
- ・年齢に合わせた学習支援
- ・復学、進学、就職に向けた相談支援
- ・職場体験・実習支援
- ・社会体験（ボランティア等）・交流活動支援

⑤ 子どもの支援にかかわるボランティア等の支援者養成するための取り組み（講座等）

⑥ 子どもの貧困・孤立に関する課題や取り組みを広く住民に啓発する活動（シンポジ



ウムや講演会等の実施)

(2) 給付型応援プログラム

- ① 生活困窮世帯のファミリーサポート等利用料支援（※ていーだ基金を対象）
子どもの預かりなどを中心に育児の援助を行うファミリーサポートセンター事業（有償）の利用料支援（免除）を行う取り組み
- ② 生活困窮世帯の緊急・一時生活支援（※市町村社会福祉協議会を対象）
緊急に食料の提供などの生活支援を要する世帯に対し、食料や生活費等を給付し支援する取り組み
- ③ 児童養護施設等退所児童の自立生活支援（※児童養護施設、沖縄県里親会を対象）
児童養護施設やファミリーホーム等退所児童、里子（措置解除対象児童）の自立生活に向けた支度費の給付

(3) その他、助成の目的に合致し本会会長が必要と認めるもの

3 助成対象となる団体

- (1) 助成の対象となる団体は、子どもの支援活動に取り組んでいる団体、ボランティアグループ等（法人格を問わない）の非営利組織で、主に次に掲げる団体とする。
 - ① 特定非営利活動法人（NPO 法人）
 - ② ボランティアグループ等任意団体（未法人）
 - ③ 社会福祉法人
 - ④ 公益法人及び一般社団・財団法人
 - ⑤ その他、非営利団体・組織
- (2) 助成対象となる団体の資格は、下記の要件をすべて満たす団体とする。
 - ① 国又は地方公共団体が設置、又は経営し、その責任に属するものでないもの
 - ② 活動から生じる利益を構成員に分配しない団体であること
 - ③ 法人格の有無を問わないが、団体の規約や会則、事業計画、予算書、実績報告、決算書等を備えていること

4 各プログラムの助成額・対象経費等

(1) 「活動支援プログラム」

- ① 助成額は、原則1事業100万円を限度額とし、助成対象事業費（総事業費）の80%以内とする。
- ② 助成対象となる経費は、「2助成対象の活動・事業」に直接必要となる経費とする。原則として、団体の経常的な運営経費（職員給与、家賃、光熱水費等）は対象外とする。

(2) 「給付型応援プログラム」

- ① 「生活困窮世帯のファミリーサポート等利用料支援」は、原則、全体の助成枠上限



を100万円とする。

- ② 「生活困窮世帯の緊急・一時生活支援」は、1市町村社協、原則下記のとおり金額を上限とし、全体の助成枠上限を200万円とする。

➤ 人口30万人以上	20万円上限
➤ 人口9万人以上30万人未満	15万円上限
➤ 人口4万人以上9万人未満	10万円上限
➤ 人口1万人以上4万人未満	7万円上限
➤ 人口1万人未満	5万円上限

- 対象世帯への生活費支給にかかる費用や、食料支給（現物給付）に備えた備蓄の取り組み（食料品の購入費用含む）に係る費用を主な対象経費とし、生活費（現金）支給は1世帯2万円を上限とする。
- 申請にあたっては、各市町村で事業実施要綱等を整備し運用することを要件とするが、下記の世帯は生活費支給の対象世帯から除くこと。

➤ 現に生活保護を受給している又は手続き中で受給する見込みがある世帯
➤ 離職、療養、医療費等の支払いなどにより一時的に困窮している世帯で、生活福祉資金貸付制度等の利用による支援が望ましいと思われる世帯

- ③ 「児童養護施設等退所児童の自立生活支援」は、原則児童一人3万円を支給上限とし、全体の助成枠上限を100万円とする。

- 当年度施設等退所児童（措置解除）で、自立生活（一人暮らし等）を行う予定の児童を対象とする。

(3) 原則、上記の内容を助成額とするが、「りゅうちゃん子どもの希望募金」の当年度募金実績を勘案して、助成額を検討するものとする。

(4) 公的補助金等を受けて実施する事業費については、原則対象外とするが、補助金等で賄うことのできない経費のうち、本会会長が必要と認める経費については、一部助成することができるものとする。(※該当する事業申請を行う場合は、書類提出の前に必ず本会へ事前調整、相談を行うこと。)

5 助成対象期間

平成28年度に実施する事業で単年度助成とする。

6 募集期間・申請方法・提出書類

(1) 募集期間

平成28年2月19日（金）～平成28年3月25日（金）必着

(2) 申請方法

- ① 沖縄県共同募金会ホームページ (<http://www.okishakyo.or.jp/kyoubo/>) から様式データファイルをダウンロードいただき、所定の助成金申請書等提出書類に必要な事項を記入・捺印の上、上記募集期間内に沖縄県共同募金会まで提出ください。



② 審査に際して申請内容を照会することがありますので、必ず提出書類の写しを手元に保存してください。

(3) 提出書類

申請に必要な提出書類は事業によって分かりますので、下記の一覧表をご確認の上、必要書類を添付しご提出ください。

- ① かがみ【様式1】
- ② 助成申請書【様式2】
- ③ 申請事業実施要綱（※事業主旨、対象、活動メニュー等内容の詳細が分かるもの）
- ④ 申請事業予算書（※支出科目ごとに積算の詳細を示すこと）
- ⑤ 事業に必要な備品等を購入（10万円以上）する場合、業者の見積もり（写し）とカタログを添付（※原本証明を行うこと）
- ⑥ 定款又は会則・規約（※未法人の場合は、役員名簿も提出すること）
- ⑦ 直近で提出可能な事業実績報告、資金収支決算書・貸借対照表（法人全体のもの）
- ⑧ 助成申請書（児童養護施設等退所児童の住居確保支援）【様式3】

各事業提出書類	(1) 活動支援プログラム						(2) 給付型応援プログラム		
	① 子ども居守場り所	② 親子居場所	③ 無料学習塾	④ 不登校	⑤ ボランティア養成	⑥ 啓発活動	① ファミサポ支援	② 緊急支援	③ 児童養護支援
①かがみ(様式1)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②活動型申請書(様式2)	●	●	●	●	●	●	●	●	
③事業実施要綱	●	●	●	●	●	●	●	●	
④事業予算書	●	●	●	●	●	●	●	●	
⑤見積・カタログ	●	●	●	●	●	●			
⑥定款、会則、規約	●	●	●	●	●	●			
⑦直近の実績・決算・貸借	●	●	●	●	●	●			
⑧児童養護申請(様式3)									●

※社会福祉協議会による活動支援プログラムの事業申請の場合は、「提出書類⑥、⑦」の提出は必要ありません。

7 助成金交付決定と助成金交付

- (1) 「活動支援プログラム」助成金は、原則精算払いにより交付する。事業完了前に助成金交付が必要と認められる場合は、概算払いでの交付もできるものとする。
- (2) 「給付型応援プログラム」助成金は、概算払いにより交付する。



審査・交付内定	交付決定通知	請求書提出と助成金交付	
		概算払いの場合	精算払いの場合
平成 28 年 5 月中旬	平成 28 年 5 月下旬	決定通知受領後、速やかに請求書を提出。 平成 28 年 6 月上旬までに送金。	事業完了後、速やかに (H29. 3/10 〆切) 請求書を提出。 平成 29 年 3 月末日までに送金。

8 事業完了報告書の提出

(1) 助成事業の完了後 15 日以内に完了報告書等下記の必要な書類等を添えて本会に提出ください。

- ① 事業総額・内容の変更届 (※事業費総額等に減額の変更がある場合等)
 - 内定額は、事業費総額に対する割合 (%) で決定いたします。そのため、原則、事業費総額に減額の変更がある場合には、内定時の割合をもって減額し交付いたしますので、申請時の事業費総額に減額の変更がある場合は、事前に調整のうえ提出ください。
- ② 事業完了報告書
 - すべての支出に伴う領収書 (写し) を必ず添付すること。
 - 「生活困窮世帯の緊急・一時生活支援」助成事業のうち、生活費 (現金) 支給のある場合は、現金受渡しの際の受領書 (様式指定なし) を必ず作成し、その写しを完了報告書と共に提出すること。(受領書には氏名、金額、本人押印のほか、支給理由も記載ください。)
 - 「児童養護施設等退所児童の自立生活支援」助成事業は、専用の事業完了報告書を提出すること。
- ③ ありがとうメッセージ (※寄付者へのメッセージ、事業内容のわかる写真添付)
- ④ 写真掲載承諾書
- ⑤ 助成金請求書

(2) 28 年度内に送金業務を行うため、上記報告書等の最終提出日を平成 29 年 3 月 10 日とする。最終提出日を過ぎる場合は、あらかじめ本会と調整をすること。

9 問い合わせ及び書類送付先

社会福祉法人沖縄県共同募金会

〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-373-1

TEL 098-882-4353 FAX 098-882-4270

E-mail akaihane@okishakyo.or.jp

(様式1)

第 号
平成 年 月 日

沖縄県共同募金会々長 殿

法人・団体名
代表者氏名

公印

平成 27 年度りゅうちゃん子どもの希望募金助成事業の申請について

標記の件について、下記のとおり助成申請書関係書類を提出いたします。

記

事業名 _____

助成要望金額 _____ 千円

〔提出書類一覧表〕

提出書類	○を付す	備考
申請書（様式 2・3）		「児童養護施設等退所児童支援」の申請は、 【様式 3】を提出する
事業実施要綱		事業主旨、対象、活動メニューの詳細が分かるもの
事業予算書		支出科目ごとに積算の詳細を示すこと
見積・カタログ		事業に必要な備品等の購入がある場合 コピーの場合は原本証明
定款（会則・規約）		未法人の場合は、役員名簿も提出
団体パンフ		団体の活動概況が分かるもの （事業計画でも可）
実績報告・決算・貸借		法人全体のもの。 H27 年度設立団体は、H27 年度見込みで提出
		※その他必要な書類の提出がある場合は、左 の空欄に記載ください。

※ 提出書類の確認の意味でも、上記は必ずチェックしてください。

※ 申請事業によって提出書類が変わりますので、募集要項をしっかりと確認の上提出ください。

りゅうちゃん子どもの希望募金助成事業申請書

法人・団体の概況	1) 法人・団体名称	公印	2) 法人・団体の設立年月日	昭和・平成 年 月 日	
	3) 法人・団体住所	〒	4) 法人・団体代表者	(役職・職名) (氏名)	
	5) 団体の目的				
	6) 団体の主な実施事業				
	7) 助成要望に係る連絡責任者	(役職) (氏名)	8) 電話番号/FAX	/	
			9) メールアドレス		
	助成要望事項	1) 申請事業名			2) 申請事業の開始年月 (平成 年 月 ~)
3) 活動拠点 (住所)		(住所) 〒	(拠点名称) 例⇒ 公民館	4) 事業種 <input type="checkbox"/> で囲む	
5) 事業主旨・目的		1.居場所 2.見守り 3.親子居場所 4.無料学習塾 5.不登校 6.ボランティア養成 7.啓発活動 8.ファミサポ支援 9.緊急一時生活支援			
6) 事業内容 (具体的なメニュー)					
7) 事業費支出内訳 (事業支出)		項目	金額	項目	金額
			千円		千円
			千円		千円
			千円		千円
		千円		千円	
		千円		千円	
		千円	事業費総額 (支出合計)	千円	
8) 事業資金計画 (事業収入)	① 国庫補助	千円	⑤ 金融機関借入	千円	
	② 県補助	千円	⑥ 寄付金	千円	
	③ 市町村補助	千円	⑦ 自己資金	千円	
	④ 医療・福祉機構	千円	⑧ その他	千円	
			⑨ 共同募金助成金	千円	
	※ ⑨共同募金助成金の金額は、(様式1)の助成要望額(申請額)と同額。		合計 (収入合計)	千円	
その他の事項	※当事業について、沖縄県共同募金会以外に公的補助金、助成金を申請していますか。 <input type="checkbox"/> で囲む 申請済・予定 (申請先:) ・ 申請なし (" :) (" :)				